

陳 情 文 書 表

平 2 6 陳 情 第 2 号	平成 2 6 年 2 月 1 0 日 受 理
件 名	手話言語法制定を求める意見書の提出を求める陳情
陳 情 者	秦野市堀西 8 6 3 - 2 2 秦野市聴覚障害者協会 会長 原 和彦
陳 情 の 原 文	
<p>陳情趣旨</p> <p>ろう者は耳が聞こえないがため、物の名前、抽象的な概念等を手指の動きや表情を使って視覚的に表現する手話を音声の代わりに用いて、思考と意思疎通を行っています。</p> <p>我が国の手話は、明治時代につくられ、ろう者の間で大切に受け継がれ、発展してきました。ところが、1880（明治13）年にイタリアのミラノで開催された国際会議において、ろう教育では読唇と発声訓練を中心とする口話法を教えることが決議されました。それを受けて、我が国でも、ろう学校では口話法が用いられるようになり、1933（昭和8）年には、ろう学校での手話の使用が事実上禁止されるに至りました。これにより、ろう者は口話法を押し付けられることになり、ろう者の尊厳は著しく傷付けられてしまいました。</p> <p>その後、2006（平成18）年に国際連合総会で採択された障害者の権利に関する条約では、言語には手話その他の非音声言語を含むことが明記され、憲法や法律に手話を自国の言語の一つとして規定する国がふえています。また、1880（明治13）年の決議も、2010（平成22）年にカナダのバンクーバーで開催された国際会議で撤廃され、手話は言語であり、ろう者にとって必要なものであるとの認識は広まりつつあります。</p> <p>我が国においても、2011（平成23）年8月に成立した「改正障害者基本法」では「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められました。</p> <p>しかし、この法律には「可能な限り」という留保がついており、罰則もなく、ろう者が手話で生活する権利を守るには、これだけでは不十分です。また、我が国においては手話に対する理解も不十分であり、手話を理解す</p>	

る人が少なく、ろう者が情報を入手したり、ろう者以外の者と意思疎通を図ることが容易ではないことが、日常生活、社会生活を送る上での苦労やろう者に対する偏見及び差別の原因となっています。

このような偏見及び差別をなくし、ろう者の権利が保障され、ろう者としての尊厳を持つことができ、ろう者とろう者以外の国民が互いに理解し合い、共生していくことができる社会を築くためには、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子供が手話を身につけ、手話で学べ、ろう者が自由に手話を使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境を作るための法律を国として制定することが必要であると考えます。

以上のような問題に御理解いただき、次の事項について地方自治法第99条の規定に基づき、国に対し意見書を提出していただきたく陳情いたします。

陳情事項

- 1 手話が音声言語と対等な言語であり、ろう者にとって必要な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子供が手話を身につけ、手話で学べ、ろう者が自由に手話を使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法（仮称）」を制定すること。